

桜と菜の花の競演 花見ウォークで1,000人が楽しむ



桜や菜の花などを眺めながら一休寺、甘南備山、観音寺といった市内の観光名所を巡る「花見ウォーク」が4月7日に開かれ、時折、小雨が降るあいにくの天気にもかかわらず、市内外から約1,000人が参加しました。今回は、観光協会が育成している観光ボランティアガイドがデビュー。一休寺や観音寺で参加者に観るポイントをアドバイスし、「わかりやすかった」と好評でした。

観音寺で菜の花摘みを楽しむ参加者



花見ウォークで孫に京田辺を紹介
「孫が初めて京田辺に住むので、まちを紹介してあげよう」と思いました」と話す石倉淳子さん(66歳)。大阪から

市内に引っ越してきたお孫さんの石倉真由子さん(12歳)と二人で「花見ウォーク」に参加しました。
初めて市内を巡った真由子さんは、長い道のりに少々疲れた様子でしたが、「桜が咲いていてきれいだった」と満開の桜を楽しんでいました。

(写真は、観音寺で今回から行われた「スタンプリング」のスタンプを押す石倉真由子さん)

4月27日から

児童福祉週間 楽しめるイベント体験

いっしょに行こう

市は、次代を担う児童が、心身共に健やかに生まれ育つことを願い、4月27日(金)から5月20日(日)まで「京田辺市児童福祉週間」を開きます。この間、市・家庭・学校・関係機関・地域社会が一体となって、次の行事に取り組みます。多数の参加をお待ちしています。また、「子ども主張大会」は、11月に行う予定です。

みんなのこのほりあげ・おそぼ
日時「4月27日(金)午前10時～11時30分」
場所「コミュニティホール」
内容「親子あそびと人形劇」
問合せ先「こども福祉課(☎64・1376)」
田辺公園プール無料の日(児童・生徒のみ)
日時「5月5日(初) 午前10時～午後5時」
プール(☎65・3113)

市の部：午前9時30分～午後0時30分
午後の部：午後0時30分～午後1時30分
夜間の部：午後4時30分～午後5時30分
午前・午後の部は、小学校3年生以下の児童は保護者が同伴してください。
また、夜間の部は、中学生以下の児童は保護者が同伴してください。

子育て講演会・子育てはみんなの力で
日時「5月19日(土)午前10時～正午」
場所「大住児童館」
テーマ「子育てはみんなの力で」親・子を支援する地域をめざして

講師「NPO法人ほつとスペースゆづり理事長の工藤亮子さん」
問合せ先「こども福祉課(☎64・1376)」

野外活動に親しむ日(無料開放)
日時「5月20日(日)午前9時30分～午後4時」
場所「野外活動センター」
内容「探検ウォークラリー アウトドアックキング 各種クラブ教室(材料費は実費)など」
対象「市内在住・通勤・通学する19歳までの人、小学校低学年以下の子どもは保護者が同伴してください」
入国料が無料になるほか、親子で楽しめる催しがあります。
問合せ先「野外活動センター(☎62・2816)」

市の人口

平成19年4月1日現在 ()は前月との比較	
男 29 942人(-113)	合計 61 203人(-128)
女 31 261人(-15)	
世帯数 23 262世帯(-49)	

職員倫理条例を施行

疑惑や不信招く行為を防止

市は、4月から京田辺市職員倫理条例を施行しました。この条例は、市民全体の奉仕者である職員の法令遵守はもとより、特に利害関係者などに対応する職員の倫理の保持について、必要な措置を講じ、職務の執行の公正さに対する市民のみならず、疑念や不信を招くような行為の防止を図ることを目指しています。主な内容は、次のとおりです。

- 一、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則
 - 二、任命権者、管理職員の職務
 - 三、市民及び事業者などの義務
- 副市長制度導入と会計管理者を設置
平成19年4月から助役・収入役制度が変わり、市町村長の職務を補佐する「助役」に代えて「副市町村長」を、また市町村の会計事務をつかさどる特別職の収入役を廃止し、「一般職の会計管理者」を置くものとされました。本市において、助役を「副市長」とし、また「会計管理者」を置きましたので、お知らせいたします。問合せ先「市長公室(☎65・1337)」

これらの制度改正は、地方分権の推進と地方公共団体の自主性・自律性の拡大を図るため、地方自治法が一部改正されたことに伴い、行ったものです。
今度の改正により、市役所から送付する納入通知書などで、「収入役」名に代えて「会計管理者」名が表示されることとなりますので、よろしくお願いします。問合せ先「市長公室(☎65・1337)」

今月のお知らせ

市へのはがき・郵送での申し込みは、「〒610-0393 京田辺市田辺80 京田辺市役所課」でお送りください。
市ホームページは(http://www.kyotanabe.jp/)です。
市教育委員会ホームページは(http://www.kyotanabe.ed.jp/)です。
問合せ先は☎、問合せ先と申込先が同じ時は☎と表記しています。

国民健康保険証の更新
平成19年4月1日から国民健康保険証が新しくなり、一般被保険者は「クリアム色」、退職被保険者は「うぐいす色」の健康保険証を郵送で更新しましたが、国民健康保険税が未納の人は窓口で更新をしています。
まだ手続きが済んでいない人は、至急、国保医療課の窓口で更新の手続きを行ってください(国保税が未納の人は至急納付してください)。

なお、これまでの「あさぎ色」(一般被保険者)と「藤色」(退職被保険者)の保険証は3月31日の有効期限が終了していますので、4月1日以降は無効です。
☎国保医療課(☎63-1122)

軽自動車税の減免
原付バイクや軽自動車を所有し、次の要件を満たす人は、軽自動車税の減免を受けることができます。税金を納めてしまつたとその年度の減免を受けられませんが、ご注意ください。

対象となる軽自動車は、公益な事業のために使用するもの、障害者またはその家族が所有し、障害者本人、その家族または障害者(障害者のみで構成される世帯に限る)を常時介護する人が運転するもの、障害者一人につき一台(普通車を含む)に限り、障害の程度によっては障害者本人の所有に限られる場合があります。障害者が使用するために製造または改造されたもの。税務課の減免申請書に記入・押印の上、軽自動車税納税通知書を添えて、5月1日(火)～23日(水)に申請。減免対象となる事項に応じて、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、自動車検査証の提示が必要。
☎事務課(☎64-1317)

母子家庭奨学金を支給
府は、母子家庭奨学金を支給します。同奨学金は、母子家庭の児童養育や教育経費の助成を行うものです。父が重度障害でも支給対象となります。
子ども福祉課の申請用紙に必要事項を書いて、民生児童委員または母子福祉推進員の証明を受けて、5月31日(木)までに申請。遅れると、遅れた月分の奨学金が支給できません。高校生の児童がいる人は、在学を証明するものが必要。交通遺児奨学金、

高等学校奨学金、技能修得資金などと併給できません。
☎子ども福祉課(☎64-1376)

赤十字活動資金にご協力を
日本赤十字社は、5月を「赤十字運動月間」として、社員募集をはじめ、赤十字への理解のために全国でさまざまなキャンペーンを行っています。
赤十字は災害時の救護・支援活動をはじめ、救急法・家庭看護法の普及、血液事業の推進、戦争や紛争で苦しむ人々への救援活動など、幅広い活動を展開しています。

これらの活動には、多くの資金が必要です。みなさんのご協力をお願いします。なお、昨年度に引き続き社員制度の確立を目指して、毎年500円以上のご協力をいただく場合でも、社員に登録されるかどうかの意思確認をさせていただきます。
☎社会福祉課(☎64-1372)

わくわくひろば
地域子育て支援センターは、わくわくひろば(園庭開放)を開いています。園の遊具やおもちゃで好きな遊びをしたり、まだ歩けない子どももごぞに座ってひなたぼっこを楽しむことができます。子育ての情報も提供しています。気軽に利用ください。

月曜日...0歳児(平成18年4月～同19年生まれ) 1歳児(平成17年4月～同18年3月生まれ) 水曜日...2歳児(平成16年4月～同17年3月生まれ) 午前9時30分～11時。駐車場には限りがあります(前日までに申し込み) ☎地域子育て支援センター(大住保育園内、☎62-1477)

住まいの駆け込み寺
NPO法人住まいの情報コミュニティCMAは、「住まいの駆け込み寺」を開きます。住居の相談に専門家が応じます。4月22日(日)午後1時30分～4時、中部住民センター。無料。申込不要。
☎NPO法人住まいの情報コミュニティCMA担当事務所・スタジオケイ(☎64-7187)

おひさまサロン
NPO法人そよかぜ子育てサポートは、おひさまサロンを開きます。4月23日(明)午前10時～11時30

分、母と子の教室(そよかぜ幼稚園内)。内容は、わらべ歌や手遊びでの親子の交流。対象は、乳幼児とその保護者15組。200円(おやつ代)当日、コップ2つとお皿1枚をお持ちください。
☎そよかぜ子育てサポート(☎62-9672)

木津浄水場の一般公開
府営水道事務所木津浄水場は、つじの開花時期に合わせ、浄水場を一般に公開します。4月28日(土)午前10時～午後4時、府営水道事務所木津浄水場(木津川市吐師匠王寺)。
☎府営水道事務所木津浄水場(☎72-5171)

茶摘みボランティア募集
けいはんな地域で学生参加によるまちづくりを進める「同志社大学けいはんなまちづくり提案プロジェクト」は、「京田辺茶担い手育成塾」の研修茶園で関西茶品評会に出品する「玉露」となるお茶を摘むボランティアを募集します。希望者は、お茶摘み終了後、茶葉がどのように「玉露」になるか見学することができます。
5月6日(日)午前9時～午後4時(雨天決行、昼食付き)。参加無料。場所は、京田辺市の田辺外島の茶園。先着80人(小学生未満は参加不可)。午前9時に近鉄新田辺駅西口集合、現地解散。
☎同志社大学地域G P推進室(☎65-7003)

市民総体の参加者募集
【卓球】
5月20日(日)午前9時から、田辺中央体育館。シングルス・ダブルス。参加資格は、市内に在住・通勤・通学する人と市卓球連盟加盟者。1人500円。5月11日(金)午後5時までに申し込み。
【春の市民ハイキング】
5月20日(日)午前7時20分～午後6時ごろ、赤坂山(滋賀県)参加資格は、市内に在住・通勤・通学する小学校高学年から65歳までで歩行・登山に自信のある人(小・中学生は保護者同伴)。山友会会員は1人2,500円、それ以外の人は1人2,700円。50人。5月7日(月)午後5時までに申し込み。
【グラウンドゴルフ】
5月27日(日)午前8時30分から、田辺公園多目的運動広場。参加資格は、市内に在住・通勤・通学する高校生以上の人。市グラウンドゴルフ協会登録者は1人100円、未登録者は1人300円。5月11日(金)午後5時までに申し込み。
☎社会体育協会事務局(〒610-0331京田辺市田辺丸山19、田辺中央体育館内、☎62-1501、☎62-1534)

児童福祉制度ご活用ください

市は児童福祉制度として、就学前の児童を養育している人や父子・母子家庭や心身に障害がある児童を養育している人に、次のとおり手当の支給を行っています。各種パンフレットも用意していますので、こども福祉課(☎64-1376)へお問い合わせください。

制度名	制度のあらまし	支給額
児童手当	3歳未満の児童	月額 10,000円
	3歳以上の児童	月額 5,000円
	第1子 月額 5,000円 第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額 10,000円	
児童扶養手当	小学校修了前の児童を養育している人に支給(所得制限があります) 平成19年4月から制度拡充	月額 10,000円
母子家庭奨学金	母子家庭(父が重度障害の家庭も対象)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給(所得制限があります)	全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 41,710円～9,850円
交通遺児奨学金	交通事故で保護者を失った、父子および母子家庭などで、乳幼児から高校生までの児童を養育している人に支給	乳幼児 年額 11,000円 小学生 年額 21,500円 中学生 年額 43,000円 高校生 年額 64,000円 高校入学支度金 35,000円
京田辺市特別児童福祉手当	父子および母子家庭などで、義務教育修了前(18歳未満の心身障害児を含みます)の児童を養育しており、本市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳または外国人登録に児童とともに登録されている人に支給	児童2人までは1人につき 月額 1,800円 以下、1人増すごとに 月額 600円
高等学校奨学金	父子・母子および身体障害者世帯などで、低所得世帯(市町村民税非課税世帯)に支給。ただし、生活保護受給者は別に支給します。 ※母子家庭奨学金を合わせて申請した時は、支給額が調整されます。	全日制 年額 168,000円 定時制 年額 168,000円 高等専門学校 年額 192,000円 入学支度金 63,000円 通信制 年額 108,000円 入学支度金 45,000円
特別児童扶養手当	20歳未満の障害児を養育している人に支給(所得制限があります) ※請求時に診断書が必要ですが、身体障害者手帳1～3級または療育手帳「A」判定の時はその写しで診断書を省略することができます。	重度障害 月額 50,750円 中度障害 月額 33,800円
京田辺市中心身障害児児童特別手当	18歳未満の障害児を養育しており、本市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳または外国人登録に児童とともに登録されている人に支給	児童1人につき 月額 2,400円

※このほかに、母子・寡婦福祉貸付金、交通遺児等育成資金、交通遺児育英奨学金などの貸し付けの制度もあります。

3歳未満は1万円に
児童手当
平成19年4月から、3歳未満の支給対象児童の手当月額が下まるとおり一律1万円となります。この改正に伴い、受給者からの申請は必要ありません。支給は6月の定期課(☎64-1376)増額分は申請は不要です(6月8日13日)支給(6月8日13日)の際に増額分を同時に振り込みます。なお、支給対象年齢と所得制限額は変わりません。問合せ先「こども福祉課(☎64-1376)」

表/児童手当の改正

現行	改正	平成19年4月から
3歳未満の児童		
第1・2子 月額5千円	月額1万円(倍増)	
第3子以降 月額1万円(現行どおり)	月額1万円(現行どおり)	
3歳の誕生日の翌月から、12歳到達後最初の3月31日までの児童		
第1・2子 月額5千円	現行どおり	
第3子以降 月額1万円		

5月の移動図書館「かなび号」巡回表

曜日	地区名	駐 車 場 所	巡回時間	巡回日
火曜日	新興戸	新興戸公民館北50m	3:00～3:30	8
	飯岡	飯岡バス停前	3:40～4:10	22
	山本	山本出荷場精米所前	4:20～4:50	
水曜日	水取	水取公民館前	3:00～3:30	15
	普賢寺	普賢寺公民館前	3:40～4:10	29
	多々羅	多々羅公民館西側	4:20～4:50	
水曜日	天王	天王バス停前	3:00～3:30	9
	高船	高船麻産加工センター前	3:40～4:10	23
	打田	打田公民館前	4:20～4:50	
木曜日	松井	松井里ヶ市公園東50m	3:40～4:10	16
	健康村	健康村公民館前	4:20～4:50	30
	三山木	JA田辺南支店南100m	2:50～3:30	10
木曜日	江津	江津公民館前	3:40～4:10	24
	宮ノ口	宮ノ口白山公園	4:20～4:50	
	南山	南山公園	2:50～3:30	17
木曜日	高木	高木公民館前	3:30～4:00	31
	興戸	興戸公民館西200m	4:20～4:50	
	お知らせ	中央図書館・北部分室(北部住民センター内)・中部分室(中部住民センター内)で借りられた本も、移動図書館で返すことができます。貸出券は中央図書館・北部分室・中部分室で共通して使えます。その場で貸出券をお作りしますのでお気軽にご利用ください。雨天の場合、巡回は中止となります。		

お父さん方、子どもが担任の先生の名前を知っていますか? この本には、父親力をチェックするための判定問題が80問書かれています。幅広いジャンルの問題を解き、その各章の最後には回答と判定、傾向と対策が載っている。いろいろな父親力を身につけることができます。

住宅用火災警報器設置していますか?
消防法が改正され、戸建て住宅店舗併用住宅、共同住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となつています。家族を守る住宅防火のチェックポイントとして、寝室・階段・台所などに住宅用火災警報器を設置しましょう。
問合せ先「消防本部予防課(☎63-7826)」



不登校支援を充実
教育委員会は4月6日、不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室「ポットラック」を田辺中学校の向かい(興戸北鉢立3)に開所しました(＝写真)。これまで公民館などで週2回開いていたが、常設指導・相談体制を強化。職員が常駐するほか、同志社女子大学生もボランティアとして指導に携わります。
ポットラックには、ありあわせのものを持ち寄って、という意味があります。それぞれの個性を持ち寄って参加し、元気になってほしいという願いが込められています。
指導日時＝毎週月・金曜日の午前9時～正午(夏休みなどは除く)
対象＝市立小・中学校に通学する児童・生徒
利用方法＝電話でポットラックまたは学校へ日時を予約し、来所してください。また、午後1時～4時は保護者が相談などに利用できます。
問合せ先「ポットラック(☎68-1633) 学校教育課(☎64-1392)」

図書館だより
中央図書館☎65-2500
新しい本の紹介
『父親力検定』子どもと妻が本気で考えていることを知る方法 石原 壮一郎/著 岩崎書店/出版

- 京田辺市・同教育委員会・同消防本部(所長)以上、4月1日付け)
- 【部長級】 経済環境部長 落合孝義 会計管理者兼出納室長 中川正章 教育部長 木元一志 消防本部消防長 藤本憲三
 - 【次長級】 安心まちづくり室危機管理監兼同室長 中澤晴治 市民部参事兼収納対策室長 上田洋子 経済環境部次長兼同部総括室長 安岡隆司 教育部次長 順義 消防本部消防長 田正博 消防本部参事 兼予防課長 高尾喜憲 消防部次長兼予防課長 沢村 和男
 - 【課長級】 民年金課長 北村茂雄 市民部次長兼同部指導主幹 松村道雄 市 裕子 普賢寺幼稚園園長 平原芳子
 - 【所長級】 収納対策室統括主幹 桐山弘男 清掃衛生課環境衛生センター1甘南備園事務所長兼同センター1天 王藤水園事務所長 上村 孝男 田辺東幼稚園園長 芦井利子 市内幼稚園園長 長本千春 三山木幼稚園長 齊藤悦子 普賢寺幼稚園園長 大田美智子 消防本部予防課統括主幹 子防係長 北尾敏行 (退職) (所長級以上、3月31日付け) 教育部長 加藤晴男 消防本部消防長 松中 進 事務課長 大西幸男 農政課長 木原淳 社会教育課長 西村初江 ことば福祉課 南山ことば センター1所長 大西安彦 田辺東幼稚園園長 尾崎 会教育課長 尾崎

65歳以上の高齢者の交通死亡事故多発!
田辺警察署管内でも1件発生!
慣れた道でも、交通ルールを守り安全な行動を心掛けましょう。

歩行者は・・・ 道路横断中の事故が起きます。どんなに慣れた道路でも安全確認をしてから渡ってください。	ドライバーは・・・ 歩行者や自転車の動きをよく確認しましょう。また、スピードは控えめにし、安全運転をお願いします。
---	--

あわてずにはね! まわりをよく確認!

田辺警察署(☎68 0110)

広報紙に掲載の写真さしあげます。ご希望の方は市役所広報課(☎64-1320)へ

広報紙に掲載の写真さしあげます。ご希望の方は市役所広報課(☎64-1320)へ



金婚式で記念植樹
 花見山公園で市民記念植樹祭が4月1日に行われ、12組が参加した。この公園を散歩コースにしている渡辺允子さんは、いつも植わっている木を見て自分も植樹してみたいと思っていた。
 ご主人の達明さんと結婚して50年目。自分たちの番がきた。「来年、花が咲くのが待ち遠しい、歩く楽しみが増えました」と金婚式を迎えた夫婦にまさに花を添える植樹となった。



フットサルの親善記念試合で汗を流す選手たち

親善記念試合で汗流す

防賀川公園にフットサルコートとテニスコートが完成。4月8日にオープン記念式典が行われた。近隣に住む人に行ったアンケート調査で、「ゆっくりと散歩やスポーツを楽しみたい」という声が多く、防賀川公園は、これに沿って整備を進めている。
 同日、フットサルクラブとテニスクラブによる親善記念試合も行われ、真新しいコートの感触を楽しみながら汗を流していた。

防賀川公園
 フットサル・テニスコート
 オープン



仲良く紅梅を植える渡辺夫妻

小規模特認校制度1期生入学

4月9日、市内にある9つの小学校で入学式が行われた。このうち、普賢寺小学校には、市内のどこからでも通学できる小規模特認校制度の1期生3人が入学。また、すでに、この制度を利用した4年生2人が転校してきている。
 「人数は少ないけど、おもしろいやりの心がいっぱいある学校です。笑顔いっぱいの学校をみんなで作っていきましょう」と上級生から歓迎を受けた。



歓迎を受け入場する新入生(普賢寺小学校体育館)

国民年金 異動の届出忘れずに

年金の異動届出を忘れると、将来、年金の受け取り額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなることがありますので、届け出を忘れぬようにしてください。手続き先などは、下表のとおりです。

問合せ先 = 市民年金課(☎64-1333) 京都南社会保険事務所(☎075-643-3541)

国民年金の届け出・手続き先一覧

こんな時	どうする	どこで手続き
20歳になった	国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
就職した(本人)	厚生年金・共済組合などの加入手続きをする	第2号被保険者→勤務先
結婚した	第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第3号被保険者→配偶者の勤務先
配偶者が就職した	第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職した(本人)	国民年金の加入手続きをする 第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
配偶者が退職した	第1号被保険者該当手続きをする 第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
海外に住む	資格喪失手続きをする	第1号被保険者→市民年金課
	任意加入手続きをする	国内に協力者(親族)がいる →市民年金課・京都南社会保険事務所 国内に協力者(親族)がいない →社団法人国民年金協会
転居した	住所変更手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
氏名を変更した	氏名変更手続きをする	
年金手帳が2冊ある 年金手帳の記号番号が2つ以上ある	年金手帳の記号番号を統一する	第3号被保険者→配偶者の勤務先
年金手帳をなくした	年金手帳の再発行手続きをする	京都南社会保険事務所
納付書をなくした	納付書の再発行手続きをする	京都南社会保険事務所
保険料の納付を口座振替にする	口座振替の申し込みをする	金融機関・京都南社会保険事務所

*上記の「就職」は厚生年金などの加入、「退職」は厚生年金などの資格喪失の場合です。
 ※第1号被保険者…日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者や学生など、第2号被保険者…厚生年金保険や共済組合などに加入している人、第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人



教育委員会では、市内の寺院などが所有する仏像を、中心とした美術工芸品の調査を行ってまいりましたが、このたびその報告書「京田辺市の仏像(II写真)」を刊行しました。同書は、希望する人は社会教育課へ

「京田辺市の仏像」を刊行

3冊です。冊子3冊で頒布します。問合せ先「社会教育課(☎64・1333)」

京田辺玉露 新シリーズスタート



～京田辺玉露を守るため・未来の京田辺玉露の名匠を育てるため～

「京田辺茶担い手育成塾」では、茶園作りから手もみの技術習得まで、さまざまな技術の継承に力を注いでいます。

そして、開塾3年目、平成18年度関西茶業品評会で塾生が農林水産大臣賞を受賞しました。これは、塾や塾生にとって大きな誇りと自信になる大きな一歩でした。

これからは、茶塾で習ったことを消化・吸収し、自分の感覚と判断で茶づくりができるようになり、将来は山下塾長に替わって後進を指導し、新たな茶農家の育成・確保と産地の発展を担うリーダーになるよう、期待がかかっています。

次回から、「京田辺茶担い手育成塾」の活動、塾生の思いなどをお伝えします。
 問合せ先 = 農政課(☎64-1362)